

公益財団法人日本自転車競技連盟
寄附金等取扱規定

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本自転車競技連盟（以下、「本連盟」という。）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ①通常寄附金 本連盟の加盟団体、協力団体を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金であって、寄附者がその用途を特定しないものをいう。
- ②特別寄附金 前号のほかに、個人又は団体から受領する寄附金であって、寄附者が用途を付して提供する寄附金、または用途を付して提供する金銭以外の財産権（有価証券等）による寄附金をいう。

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(通常寄附金の募集)

第3条 本連盟は常時通常寄附金を募ることができる。

2 通常寄附金は、寄附金総額の50%以上を公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(受領書等の送付)

第4条 通常寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、本連盟の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

(特別寄附金)

第5条 本連盟は個人又は団体より特別寄附金を受領することができる。受領に際して寄附書にて寄附者の資金用途等の意思を確認する。

2 前項の特別寄附金の受入れについては、その金額（金銭以外の財産権の場合は、時価または評価額）に応じ、次の各号に定める者が決定を行う。ただし、金銭以外の財産権の受入れについては、金額にかかわらず理事会の承認を要するものとする。

- ① 1件あたり300万円未満の場合：事務局長

② 1 件あたり 300 万円以上の場合：理事会

3 前項の規定にかかわらず、寄附者から寄附金の管理運用処分等の方法について重い負担が付されているとき、相当の管理費用等の経費負担が生ずるとき、又は管理リスクが生ずるときは、その受領及び取扱いにつき理事会の承認を求めなければならない。

4 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、理事会の承認を得て当該寄附金を辞退しなければならない。

① 国、地方公共団体、公益法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に規定する者以外の個人又は団体がその寄附により、特別の利益を受ける場合

② 寄附者とその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

③ 寄附金の受け入れに起因して、本連盟が著しく資金負担が生ずる場合

④ 前 3 号に掲げる場合のほか、本連盟の業務の遂行上若しくは事業の大幅な変更又は管理等の相当のリスク等により支障があると認められるもの及び本連盟が受け入れるには社会通念上不適当と認められる場合

5 特別寄附金を受領したときは、礼状、受領書を寄附者に送付するものとする。

(情報公開)

第 6 条 本連盟が受領する寄附金については、公益財団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 22 条第 5 項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第 7 条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護管理規則に基づき、最新の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(改廃)

第 8 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附則

1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

2 この規程は、平成 26 年 3 月 13 日から施行する。

3 この規程は、令和 8 年 1 月 14 日から施行する。